

条件付一般競争入札実施要綱

平成 17 年 8 月 9 日制定

平成 19 年 6 月 25 日改正、平成 21 年 3 月 30 日改正、平成 21 年 5 月 8 日改正
平成 21 年 6 月 11 日改正、平成 21 年 9 月 3 日改正、平成 22 年 4 月 7 日改正、平成 22 年 7 月 1 日改正
平成 23 年 6 月 14 日改正、平成 23 年 9 月 22 日改正、平成 23 年 11 月 21 日改正
平成 24 年 1 月 17 日改正、平成 24 年 4 月 5 日改正、平成 24 年 5 月 22 日改正
平成 25 年 3 月 13 日改正、平成 25 年 7 月 23 日改正、平成 26 年 3 月 24 日改正
平成 27 年 10 月 28 日改正、平成 28 年 3 月 31 日改正、平成 30 年 3 月 20 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正、平成 30 年 9 月 18 日改正、令和元年 9 月 24 日改正
令和 2 年 10 月 23 日改正、令和 3 年 6 月 18 日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、市営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。
- (2) 法 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）をいう。
- (3) 市内業者 宮古市内に本店を有する業者で市税を完納している者をいう。
- (4) 準市内業者 宮古市内に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に契約締結権限が委任されている業者で市税を完納している者又は舗装工事に登録された業者で宮古市内にアスファルトプラントを有する者で、市内業者に該当しない者をいう。
- (5) 県内業者 岩手県内に本店を有する業者で市内業者及び準市内業者に該当しない者をいう。

(対象工事)

第3条 条件付一般競争入札の対象工事は、原則として、市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 17 年宮古市告示第 15 号。以下「資格等規程」という。）第 2 条に規定する市営建設工事のうち、予定価格 130 万円を超える工事とする。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 政令 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。) でないこと。

- (4) 法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (5) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期限を経過していないこと。
- (6) 対象工事に関し、当該工事現場に主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 法律で義務付けられている社会保険（健康保険及び厚生年金をいう。）加入がなされていること。
- (8) 条件付一般競争入札公告（様式第1号。以下「公告」という。）に明示する入札書類到着期限（以下「到着期限」という。）から開札の時までの間に、宮古市から市営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成17年宮古市告示第17号）に基づく指名停止を受けていないこと。

2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、対象工事ごとに資格等規程第12条に規定する宮古市営建設工事請負資格審査委員会に審議させたくえで市長が定める。

(入札公告)

第5条 市長は、対象工事について必要な入札条件等を付し、公告するものとする。

2 前項の公告は、宮古市財務規則（平成17年宮古市規則第66号）第114条第1項の規定に基づき、宮古市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する方法により行うものとする。

(提出書類の様式等の入手)

第6条 対象工事の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は到着期限までの間、第9条第1項各号に掲げる提出書類の様式、条件付一般競争入札説明書（様式第7号）及び条件付一般競争入札心得（様式第10号）をホームページからダウンロードするものとする。

(設計図書等の縦覧)

第7条 入札参加希望者は、公告で指定する期間内において、別に定める方法により対象工事の仕様書、図面及び積算参考資料（以下「設計図書等」という。）を縦覧しなければならない。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第8条 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問がある場合には、公告で指定する期間内において、電子メールにより契約管財課に申し出ることができる。

2 前項の質問及び質問に対する回答は、公告に指定する期間、ホームページに掲載する。

(入札の方法及び提出書類)

第9条 入札は、一般書留又は簡易書留による郵送とし、公告で指定する送付先（以下「指定送付先」という。）へ次に掲げる書類を送付しなければならない。

- (1) 入札書（様式第4号）
- (2) 工事費内訳書（様式第5号）
- (3) 縦覧確認書の写し

2 前項の書類は、到着期限までに指定送付先に到着させるものとし、到着期限を過ぎて到着した入札は無効とする。

(開札)

第10条 開札は、公告で指定する日時及び場所において、入札参加者で立会いを希望する者を立ち合わせて行うものとする。ただし、立会いを希望する者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定による立会いは、開札時に立会人委任状（様式第 12 号）を提出して、代理人によることができるものとする。

3 開札の結果、入札参加者の入札書と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、無効として取り扱うものとする。

4 工事費内訳書の点検は、開札場所において工事所管課長等の指名する職員が行うものとする。

5 開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、落札者となるべき者（以下「落札候補者」という。）として指定する。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者として指定する。

6 開札の結果、落札候補者が複数となった場合は、当該落札候補者にくじを引かせて落札候補者を決定する。ただし、落札候補者となった者が開札に立ち会っていないときは、第 1 項ただし書の規定により立ち合わせた職員にくじを引かせる。

（入札参加資格の確認等）

第11条 市長は、必要に応じ次に掲げる書類を落札候補者に提出させ、資格を確認する。

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第 2 号－ 1 又は様式第 2 号－ 2)

(2) 施工実績調書（様式第 3 号）

(3) 最新の経営事項審査結果通知書の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 確認書類は、公告に指定する提出期限（以下「提出期限」という。）までに、落札候補者が契約管財課に持参するものとする。

3 入札参加資格の確認に基づく落札の可否は、原則として提出期限の翌々日（その日が宮古市の休日に関する条例（平成 17 年宮古市条例第 4 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）までに、当該落札候補者に条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

4 確認書類を提出期限までに提出しないとき、又は入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従わないときは、落札候補者の行った入札は無効となるものとする。

5 市長は、前項の規定による入札の無効又は落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合は落札候補者の指定を取り消し、当該落札候補者に次ぐ低価格で有効な入札を行った者を新たな落札候補者に指定するものとする。

（入札参加資格がないと認めた理由の説明）

第12条 市長は、入札参加資格がないと認めた落札候補者から、その認定に関する理由の説明を求められた場合は、公告に指定する期日までの間、これに応じなければならない。

（落札者の決定）

第13条 市長は、落札候補者の入札参加資格の確認等を行った後適正と認めるときは、この落札候補者を落札者と決定するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 受注希望型競争入札実施要綱（平成17年助役通知管第39号）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日までの受注希望型競争入札実施要綱（平成17年助役通知管第39号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の条件付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に公告する契約から適用し、同日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月21日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の条件付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に公告する契約から適用し、同日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月23日から施行する。ただし、第4条7号及び様式第1号12第2号エの規定については、9月1日以降に公告する市営建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月23日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の条件付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に公告する契約から適用し、同日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の条件付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に公告する契約から適用し、同日前に公告した契約については、なお従前の例による。

条件付一般競争入札公告

年 月 日

宮古市長

1 工事概要

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事内容
- (4) 工事期間

2 予定価格 円（税抜き）

3 最低制限価格 設定あり

（市営建設工事の請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領による。）

4 入札保証金

5 契約保証金

6 入札参加条件

7 入札

- (1) 入札書類の到着期限 年 月 日（ ）（宮古郵便局必着）
- (2) 入札書類
 - ア 入札書（様式第4号）
 - イ 工事費内訳書（様式第5号）
 - ウ 縦覧確認書の写し
- (3) 提出方法 一般書留又は簡易書留による郵送とする。
- (4) 宛て先 「〒027-8799 宮古郵便局留 宮古市役所総務部契約管財課行」とする。
- (5) 入札関係書類の入手方法
総務部契約管財課のホームページよりダウンロードすること。
(<https://www.city.miyako.iwate.jp/>)

8 設計図書等の縦覧方法

- (1) 縦覧方法 貸出場所において設計図書等縦覧（貸出）申請書を提出し、PDF形式で縦覧用設計図書等が記録されたCDの貸し出しを受け縦覧すること。
あわせて市の確認印（収受印）を押印した縦覧確認書を受領すること。
- (2) 縦覧費用 無償
- (3) 貸出場所 宮古市役所 総務部 契約管財課
- (4) その他 紙による設計図書等の縦覧が必要な場合はその旨申し出ること。その場合は、貸出日時を指定する場合がある。

9 設計図書等の縦覧期間

- (1) 貸出の期間 次の期間の、毎日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。
（ただし土曜日、日曜日、祝日、年末年始の市役所の閉庁日を除く。）
年 月 日から 年 月 日まで

(2)貸出の時間 貸出当日のうち、4時間以内に返却すること。

10 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問方法及び宛先 Eメールで総務部契約管財課宛申し出ること。

(E-mail:keiyaku@city.miyako.iwate.jp)

(2) 申し出期間 年 月 日()から 年 月 日()午後3時まで

(3) 回答内容と方法 質問及び質問に対する回答を総務部契約管財課のホームページに掲載する。

(4) 回答掲載期間 年 月 日()から 年 月 日()まで

11 開 札

(1) 日 時 年 月 日() 午 時 分 から

(2) 場 所 宮古市役所

(3) 立 会 人 入札参加者で立会いを希望する者(参加業者当り1名)

(4) 落札候補者 有効な入札を行なった者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者として指定する。

12 入札参加資格の確認

落札候補者は、入札参加資格確認書類を次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限 年 月 日()

(2) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)

イ 施工実績調書(様式第3号) (※入札参加条件に定めがある場合に提出)

ウ 最新の経営事項審査結果通知書

エ 社会保険に加入していることを確認できる書類 (上記で確認できる場合は省略)

オ その他入札参加条件を証明する書類

(3) 提出方法 総務部契約管財課へ持参するものとする。

(4) 確認結果の通知 原則として、(1)の提出期限から起算して3日以内に落札候補者へ通知する。

13 その他

(1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書及び条件付一般競争入札心得を遵守しなければならない。

(2) 入札において、重大な瑕疵があった場合には、市営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止の措置を講ずるとともに、違約金を徴収することがある。

(3) 条件付一般競争入札心得「3 入札の無効」に該当する入札は、無効とする。

(4) 入札は7(2)に掲げる書類を全て同時に提出すること。いずれか一つでも同時に提出されない場合、及び提出された書類に不備がある場合は、当該入札は無効となること。

(5) 落札候補者は、12(2)に掲げる書類のほか、6の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。

(6) 落札候補者が6の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、入札参加資格を認めないことがある。

(7) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、当該通知のあった日から 年 月 日()までの間、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。

- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）は、入札に参加できない。

14 照会先

- (1) 一般的事項 総務部契約管財課〔電話 0193-68-9070 〕
(2) 設計に関する事項 部 課 〔電話 0193-62-2111・内線 〕

宮古市長 様

商号又は名称

代表者職氏名

印

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

- 1 公告日 年 月 日
- 2 工事名
- 3 市営建設工事請負資格者名簿の登録内容

工事種別	工事	業者区分	市内・準市内・市外
総合点数	点	特定建設業の許可番号	

- 4 入札参加資格で求める施工実績

工事名			発注者	
工事場所				
最終請負額	() 千円			
工期		受注形態	単体・JV (代表・非代表 %)	
工事概要				

- 5 主任（監理）技術者等の資格・工事経験（資格免許等の写しを添付すること。）

技術者名		生年月日	年 月 日生 (歳)
資格免許等	(第 号)		
工事名		発注者	
工事場所		従事役職	
最終請負額	() 千円		
工期		受注形態	単体・JV (代表・非代表 %)
工事概要			

(注意事項)

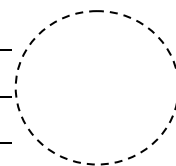
- ① 公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事及び技術者を記載すること。
- ② 業者区分の欄は、市内・準市内・市外の別を○で囲むこと。
- ③ 最終請負額は、JV施工の場合は全体請負額のほか、() に自社の出資比率に応じた金額を記載すること。
- ④ 受注形態の欄は、単体・JV施工の別を○で囲むこと。なお、JV施工の場合は、代表・非代表の別を○で囲むとともに、() に自社の出資比率を記載すること。
- ⑤ JVで申請する場合は、構成員ごとに作成して提出すること。
- ⑥ 印は、入札書（様式第4号）に押印した印鑑と同一の印鑑で押印すること。

年 月 日

宮古市長

様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名



印

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

- 1 公告日 年 月 日
2 工事名 _____ 工事
3 市営建設工事請負資格者名簿の登録内容

工 事 種 別	工 事
業 者 区 分	市内 ・ 準市内 ・ 県内
経営事項審査の総合評点	点
建設業の許可	大臣・知事 一般・特定 第 号
許可年月日	年 月 日 許可

- 4 配置予定技術者等の資格

役 職	氏 名	資格免許	交付番号
現場代理人			
主任技術者			
監理技術者			
監理技術者 補佐			

(注意事項)

- ① 公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事及び技術者を記載すること。
- ② 業者区分、建設業の許可の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
- ③ 印は、入札書（様式第4号）に押印した印鑑と同一の印鑑で押印すること。
- ④ 申請書には最新の経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。

入札参加資格で求める施工実績調書

商号又は名称

工 事 名 等	工 事 名			
	工 事 場 所			
	最終請負額	() 千円		
	発 注 者			
	工 期	～		
	受注形態	単体施工・JV施工 (代表・非代表 %)		
	技術者名		従事役職	
工 事 概 要	構 造 形 式			
	規 模 寸 法			
	そ の 他			
<p>上記のとおり証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">証明者</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

(注意事項)

- ① 記載した工事について、当該工事の発注者の証明を受けて提出すること。なお、証明者の指定様式による証明書も可とすること。
- ② JV施工の場合は、構成員ごとに作成して提出すること。
- ③ 公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事を記載すること。
- ④ 最終請負額は、JV施工の場合は全体請負額のほか、() に自社の出資比率に応じた金額を記載すること。
- ⑤ 受注形態の欄は、単体・JV施工の別を○で囲むこと。なお、JV施工の場合は、代表・非代表の別を○で囲むとともに、() に自社の出資比率を記載すること。
- ⑥ JVでの施工実績は、JV名称及び各構成員の出資比率が確認できる協定書の写しを提出すること。
- ⑦ (財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテの写しを提出することにより本調書の全項目が確認できる場合は、本証明は不要であること。

入 札 書

金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
									0	0	0

工事名 _____

契約締結に関する法令等を守り、貴市の入札心得を承諾のうえ上記のとおり入札します。

(開札日) 年 月 日

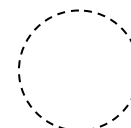
(あて名) 宮 古 市 長 様

(入札者)

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____



印

(注意事項)

- ① 入札書、工事費内訳書(様式第5号)並びに縦覧確認書の写しは、公告に明示された到着期限までに宮古郵便局に到着していることが必要です。到着期限を過ぎて到着した入札は無効となります。
- ② 入札書の日付は、公告に明示された「開札日」を記入してください。
- ③ 改ざんを防止するため、入札金額の直前に「¥」記号を記入してください。
- ④ 印は、落札候補者に指定された場合に提出する条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)に押印する印鑑と同一の印鑑で押印してください。
- ⑤ 特定共同企業体(JV)の場合は、JV名を記載し、構成員2者の記名押印が必要です。様式の入札者欄を修正のうえ提出(郵送)してください。

工 事 費 内 訳 書

(開札日) 年 月 日

(あて先) 宮 古 市 長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

工事名

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 別	単 位	数 量	金 額
本工事費			
	式	1	円
	式	1	円
	式	1	円
	式	1	円
直接工事費計	式	1	円
共通仮設費計	式	1	円
現場管理費	式	1	円
一般管理費等	式	1	円
工事価格(合計)			,000 円

(注意事項)

- ① 工事価格(合計)は、千円未満の単位の金額が000円となるように各項目の金額を見積って下さい。
なお、内訳の記載がないもの、各項目を合計した額が工事価格(合計)と一致しないもの、並びに入札書の金額と一致しないものは入札が無効となります。
- ② 工事費内訳書は、入札書と同じ中封筒に入れ、糊付け・封印してください。これに反している場合は、入札が無効となります。
- ③ 印は、入札書(様式第4号)に押印する印鑑と同一の印鑑で押印してください。

条 件 付 一 般 競 争 入 札 説 明 書

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条 1 項の規定による許可を受けていること。
- (4) 法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないこと。
- (5) 入札公告に明示する入札書類到着期限から開札の時までの間に、宮古市から市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成 17 年宮古市告示第 17 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

2 施工実績

- (1) 実績と認められるものは、工事が完成し、入札参加資格確認資料の提出期限までに引き渡し完了しているものであり、○年 3 月以前の発注についても、○年 4 月以降に完成し引き渡しになれば実績となること。
- (2) 複数の施工実績を合算する場合は、一体的な施設等として、連続した年度で別発注部分が特命の随意契約であった場合に限り認められること。この場合、当該複数の諸元数値をもって施工実績とみなすことができること。

3 配置予定技術者

- (1) 「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。
 - ア 一級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建設機械施工技士及び技術士
 - イ 一級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 一級建築士
 - ウ 一級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士
 - エ 一級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの 技術士
- (2) 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。
- (3) 配置予定技術者の工事経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間しか携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、全工期の半分に満たない期間の経験であれば認めないこと。
- (4) 配置予定技術者に一定の資格要件（例：一級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時に当該資格の保有は要件としていないこと。
- (5) 会社（業者）としての施工実績の要件と同等の工事経験を配置予定技術者の要件として設定している場合、「入札参加資格で求める施工実績」に記載した工事とは別の工事も認められること。
- (6) 配置予定技術者を、本実施要綱第 4 条第 1 項第 6 号の規定により専任で配置しなけ

ればならない場合は、現在どの工事にも配置されていない者を配置すること。ただし、入札公告の対象工事の契約時までには当該技術者が専任で配置されている工事が完成し引き渡し完了する見通しにある場合はこの限りでないこと。

- (7) 契約締結後は、配置技術者について、契約管財課長に現場代理人等通知書の写しを提出し、配置技術者の資格や施工経験等の確認を受けたうえ、工事所管課に原本を提出すること。（別添フロー図参照）
- (8) 配置予定技術者は、合理的な理由があれば変更することができるが、変更する場合は現場代理人等変更通知書の写しに配置予定技術者調書（様式9号）を添付して、契約管財課長に提出すること。（別添フロー図参照）

4 特定共同企業体（以下JVという。）

- (1) JV名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。

（株式会社→株）例：〇〇建設株・株〇〇建設特定共同企業体

5 入札参加資格が認められない落札候補者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、市長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 通知を受けた日から起算して3日以内の午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。以下同じ。）
 - イ 提出場所 宮古市総務部契約管財課
 - ウ 提出方法 書面（様式任意）は持参又は郵送によるものとする。
- (2) (1)への回答は、書面の到着後3日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 設計図書等及び一般的事項に関する質問

- (1) 設計図書等に関する質問については、契約管財課に対して電子メールにより入札書類の到着期限の7日前までに行うこと。回答については、契約管財課のホームページに入札書類の到着期限の5日前から掲載すること。ただし、入札公告の日から入札書類の到着期限までの間に連休等がある場合は、この限りではない。
- (2) 一般的事項に関しての質問については、電話又は口頭により照会して差し支えない。

7 工事費内訳書

工事費内訳書は、様式第5号によるものとし、工種の項目は工事所管課が定め、公告と同時に契約管財課のホームページに掲載すること。

また、内訳の記載がないもの、及び工事内訳書と入札書の金額が一致しないものは無効として取り扱うものであること。

8 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しないこと。
- (3) 郵送料等、入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とすること。
- (4) その他入札参加資格の確認にあたり、必要な書類の提出を求める場合があること。

年 月 日

様

宮古市長

印

条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書

さきに確認申請のあった下記の工事に係る条件付一般競争入札参加資格について、審査の結果、資格がある（ない）と認めたので通知します。

記

- 1 公告日 年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所 宮古市 地内
- (4 入札参加資格がないと認めた理由)

((注) 入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めるときは、
年 月 日までに、契約管財課へ、その旨を記載した書面
を提出すること。)

配置技術者調書

技術者名		生年月日	年 月 日生 (歳)
資格免許等	(第 号)		
工事名		発注者	
工事場所		従事役職	
最終請負額	() 千円		
工期		受注形態	単体・JV (代表・非代表 %)
工事概要			

(注1) 公告に明示した入札参加資格要件に適合する工事を記載すること。

(注2) 最終請負額は、JV施工の場合は全体請負額のほか、()に自社の出資比率に応じた金額を記載すること。

(注3) 受注形態の欄は、単体・JV施工の別を○で囲むこと。なお、JV施工の場合は、代表・非代表の別を○で囲むとともに、()に自社の出資比率を記載すること。

条件付一般競争入札心得

1 入札書記載金額

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 金額は、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」を記入すること。

（記載例 ¥234567000）

2 入札書記載事項

入札は、入札書（様式第 4 号）によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

(1) 開札年月日

(2) 入札金額

(3) 工事名

(4) あて名（宮古市長とする。）

(5) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名

(6) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 2 号）に押印する印鑑と同じ印鑑で押印

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 一般書留又は簡易書留による宮古郵便局留以外の方法で提出された入札

(2) 入札公告に明示する到着期限を過ぎて到着した入札

(3) 郵送用表封筒の記載内容に誤り又は漏れがある入札

(4) 入札書と工事費内訳書が封入されている中封筒が糊付け、封印されていない入札

(5) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する入札

(6) 指定様式でない入札書を用いた入札

(7) 指定様式でない工事費内訳書を同封した入札

(8) 工事費内訳書が同封されていない入札

(9) 縦覧確認書の写しが郵送用表封筒に同封されていない入札

(10) 入札書と中封筒の開札日時、工事名、商号又は名称、が相違する入札

(11) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しない入札（内訳書に値引きの記載は認めない。）

(12) 工事費内訳書の内訳が記載されていない入札

(13) 工事費内訳書の記載内容に誤り、漏れがある入札

(14) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札

(15) 入札書の記載事項に誤り、漏れがある入札

- (16) 金額を訂正した入札
- (17) 1 件の入札について、2 通以上の入札書又は工事費内訳書を提出した入札
- (18) 談合その他不正行為によって行なわれたと認められる入札
- (19) 人的関係（一方の会社の役員等が他方の会社の役員等を兼ねている場合等。以下同じ）があると認められる複数の者のした同一工事への入札
- (20) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (21) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札
- (22) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (23) 予定価格を超える金額の入札
- (24) 入札参加資格確認書類を提出期限までに提出しない落札候補者のした入札
- (25) 入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従わない落札候補者のした入札
- (26) 入札書、工事費内訳書、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑が一致しない落札候補者のした入札
- (27) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札候補者の指定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札をした者（委任による代理人を含む。）が開札に立ち会っていないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札場所への入室は原則として、入札参加業者当り 1 名とする。
- (4) 入札に関して不正な行為が行なわれたおそれがあると認められるときは、落札候補者の決定を保留することができる。

5 落札者の決定

- (1) 有効に提出された入札参加資格確認書類により、落札候補者の入札参加資格があることが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者とする。
- (2) 落札候補者の入札参加資格がないと確認された場合は、当該落札候補者のした入札は無効となり、当該落札候補者に次ぐ低価格で有効な入札をした者がある場合は、その者を新たに落札候補者に指定して、(1)、(2)により落札者を決定する。

6 入札の不参加

- (1) 入札の提出書類を郵送した後においても、開札日の開札開始時間までの間は入札に参加しないことを認めるものとする。この場合は、入札不参加届（様式第 11 号）を契約管財課又は開札会場の開札執行職員に提出するものとする。ただし、開札開始時間までに提出されたものに限る。
- (2) 有効な届出により入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は、災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (3) 人的関係のある複数の者による同一入札への参加は認めない。
- (4) 入札参加者が 2 人に満たないときは、原則として当該入札を中止するものとする。

8 指名停止措置

入札において次の各号のいずれかに該当する行為をした者には、市営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を講ずることがある。

- (1) 予定価格を超える金額の入札をした者
- (2) 談合その他不正行為による入札を行った者
- (3) 虚偽の申請により資格を得て入札を行った者
- (4) 入札参加資格がないことが明らかなのに入札に参加した者
- (5) 落札候補者となり、自己に起因する理由により落札者とならなかった者

9 違約金

開札から請負契約締結に至る間において次の各号に該当する場合、各号それぞれで定める率を乗じて算出される額を違約金として徴収できるものとする。

- (1) 落札候補者が自己に起因する理由により落札者とならなかったときは、入札予定価格に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 3。
- (2) 落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 5。

10 契約の成立要件

契約は、落札者と決定された者と締結するが、請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

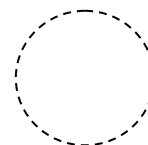
- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合（市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。）
- (2) 措置基準に基づく指名停止措置を受けた場合

11 入札執行の特例

当分の間、入札公告する契約については、7（4）の規定にかかわらず、入札参加者が 2 人に満たない場合でも入札執行することができる。

宮古市長様

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____



印

入札不参加届

下記について入札の書類を提出しましたが、都合により入札に参加しません。

記

工事名 _____

開札日 年 月 日

(注意事項)

- ① 入札不参加届は、開札日の開札時間までに契約管財課又は開札会場の開札執行職員に提出してください。期限までに提出されない場合は、入札の不参加は認められません。
- ② 印鑑は、入札書（様式第4号）に押印した印鑑と同一の印鑑で押印してください。

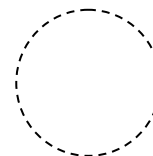
宮古市長様

(委任者)

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____



印

立 会 人 委 任 状

私は、_____を代理人と定め、 年 月 日に
開札される下記郵便入札について、開札立会人に関する一切の権限を委任しま
す。

工事名 _____ 工事

受任者印

(注意事項)

- ①委任状は、開札日時に、開札執行職員へ提出してください。
- ②委任者の印鑑は、入札書(様式第 4 号)に押印した印鑑と同一の印鑑で押印してください。